

議案第8号

守口市営住宅指定管理者選定委員会条例案

守口市営住宅指定管理者選定委員会条例を、次のように制定する。

令和2年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市営住宅指定管理者選定委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守口市営住宅指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 守口市が設置する市営住宅及び共同施設（以下「住宅」という。）に係る指定管理者の候補者の選定についての審査に関する事項
- (2) 住宅に係る指定管理者の業務の実施状況の評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住宅に係る指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、1年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(解嘱等)

第4条 委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、審査しようとする指定管理者の候補者の選定に係る公募に参加したときは、解嘱し、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住宅主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。